

## 「L P ガス経営セミナー」の開催（案）について

## (第一部)

タイトル 「液石法省令改正に伴うガイドライン説明会」  
～L P ガスの商慣行是正に向けた対応～

目 的 ・「L P ガスの取引適正化・料金透明化」に関する制度改正に伴い、液化石油ガス法の「改正省令」が令和6年4月2日公布されました。これを受け、6月末に発出される予定の「ガイドライン」について、会員に周知徹底を図ることを目的に実施いたします。

日 時 令和6年9月3日（火）14時～16時30分

会 場 沖縄産業支援センター3階 312号室

内 容 ・ガイドライン説明会（全L協 専務理事 村田光司 氏）120分  
・立ち入り検査等について（沖縄県）10分  
・質疑10分

## (第二部)

タイトル 「自主取組宣言」総決起大会  
～L P ガスの商慣行是正に向けた対応～

目 的 ・今般の取引の適正化・料金の透明化に向けた制度改正を踏まえ、令和6年3月28日開催された全L協理事会において、L P ガス業界として新制度の下で商慣行是正を推進していくことが重要であることから、販売事業者自らそれを宣言することが重要と合意されました。これを受け、沖縄県協会L P ガス部会でも「これからもL P ガス販売事業者がお客様から選ばれる企業となるため」、それぞれのL P ガス販売事業者が「自主取組宣言」を行い、対外的にコミットメント（公約）することで、L P ガス業界全体の気運醸成を高めることを目的に実施いたします。

日 時 令和6年9月3日（火）16時30分～17時00分

会 場 沖縄産業支援センター3階 312号室

内 容 ・開会 L P ガス副部会長  
・決意表明 L P ガス部会長決意表明  
・シュプレヒコール  
・閉会 L P ガス副部会長

# 液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

## 過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

## 三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

## LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

# 【参考】改正法令の実効性確保のための方策

2023年12月1日、  
エネ庁HPに通報フォーム  
(匿名可) を開設

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>商慣行見直しに向けた取組宣言 (※ 1)</b></li><li>● <b>監視・通報体制の整備</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等</li><li>● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査</li><li>● 違反の疑いがあった場合は立入検査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>公開モニタリング (WG、地方懇談会等)</b></li></ul> <p>⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容</li><li>✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況</li><li>✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況 (公開ヒアリング等)</li><li>✓ フォローアップ調査の結果</li><li>✓ 省庁間連携の取組状況 など</li></ul>
三部料金制の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知</li><li>● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築 (※ 2)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等</li><li>● 通常の立入検査時に実施状況を確認</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査 (三部料金制の適用割合の公表を検討)</li></ul>	
L P ガス料金等の情報提供		<ul style="list-style-type: none"><li>● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 通常の立入検査時に実施状況を確認</li></ul>
関係省庁・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>関係省庁 (国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等) との連携</b></li><li>● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告</li><li>● L P ガス地方懇談会 (消費者団体、L P ガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国 9 ブロックで開催。) を活用した機運の醸成</li></ul>		

※ 1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各 L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約し H P で公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※ 2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

# 別添

## 取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針

2024年3月28日

LPガス業界において多年にわたり問題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることを受け、個々のLPガス販売事業者は、それぞれがこれを重く受け止めて、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を以下の基本原則等に則して策定の上、これを公表して対外的にコミットメント(公約)し、LPガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力すべきである。

### <基本原則>

#### 1. 顧客との信頼関係構築

LPガスが、国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識した上で、LPガス販売事業者は、自ら販売するLPガスの保安の確保や供給の安定とともに、取引の適正化・料金の透明化を図り、これにより顧客との信頼関係を構築すべきである。

#### 2. 顧客以外の関係者との信頼関係構築

LPガス販売事業者は、上記1のLPガスの顧客との信頼関係を構築する上で不可欠となる自らの従業員のほか、直接顧客との接点はない取引先等自らの事業に係る商流や物流に関する全ての関係者との信頼関係を構築すべきである。

#### 3. 社会への貢献

LPガスの社会経済的重要性に鑑み、LPガス販売事業者は、自らの事業の維持・発展を図るとともに、それが社会への貢献となるように事業運営をすべきである。すなわち、自らの事業が社会によって支えられていることでサステナブル(持続可能)な存在であり続けることを認識した上で、自らも社会への貢献を念頭に活動すべきである。

## 第1章 顧客との信頼関係構築（基本原則1）

### 1-1 法令の遵守

LPガス販売事業者は、液化石油ガス法（以下、液石法という。）に基づく登録を受けて事業を行っている存在であり、液石法に規定される事業者に対する保安・取引に係る各種規制については、遵守する必要がある。

しかし、長年にわたる商慣行が顧客である消費者の信頼を損なう場合が多々あったことから、このほど商慣行是正により取引の適正化・料金の透明化を図るため液石法において新たな規制が導入されることとなった。

LPガス販売事業者は、こうした背景を重く受け止め、改めて法令遵守すべきことを確認すべきである。

特に、2024年4月に公布される液石法関係改正省令による以下の3点の規制については留意して、遵守すべきである。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPガス料金等の情報提供

### 1-2 法令の遵守を担保する体制整備

LPガス販売事業者は、1-1にある法令の遵守を履行するため、経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底すべきである。

特に、顧客である消費者と直接に接する全ての組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させるべきである。

このため、LPガス販売事業者は、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備すべきである。

### 1-3 法令遵守に向けた顧客との関係性構築

LPガス販売事業者の法令遵守徹底を確保するため、顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図るべきである。

## 第2章 顧客以外の関係者との信頼関係構築（基本原則2）

### 2-1 事業運営の理念・ビジョンの共有

LPガス販売事業者が事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、自らの事業運営の理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備すべきである。

### 2-2 法令遵守の周知

2-1における事業運営の理念・ビジョンの共有を図った上で、LPガス販売事業者が液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知すべきである。

## 第3章 社会への貢献（基本原則3）

### 3-1 事業運営・ビジョンにおける社会貢献のコミットメント

LPガス販売事業者は、LPガスの販売を通じてより豊かな生活を提供して、自らの事業が社会に受け入れられることによって存立し、かつ将来に向けて存続可能であり、社会への貢献が自らの利益にもなることを認識し、事業運営・ビジョンにおいて社会貢献のコミットメントを行うべきである。

### 3-2 社会貢献の具体策の策定

LPガス販売事業者は、3-1においての社会貢献のコミットメントを実践するべく、例えば、カーボンニュートラルへの対応や災害時の重要な役割など社会貢献に向けた具体策を策定すべきである。

以上

## 全L協 専門委員会「未来創造委員会」の設置 並びに今後の運営について

### (九州ブロック各担当専門委員)

「九州ブロックLPガス協議会」令和6年度第1回会長会議において、九州ブロックから全L協専門委員会へ選出する担当委員が下記のとおり決定いたしました。新たに設置されました「未来創造委員会」には、福原徹部会長が選出されました。

- 「総務委員会」・・・手嶋健児（福岡県LPガス協会会長）
- 「保安委員会」・・・市田芳一（鹿児島県LPガス協会会長）
- 「流通委員会」・・・後藤拓郎（宮崎県LPガス協会会長）
- 「需要開発委員会」・・・大塚浩司（佐賀県LPガス協会会長）
- 「未来創造委員会」・・・福原 徹（沖縄県協会LPガス部会部会長）
- 「スタンド委員会」・・・※九州LPガススタンド協会と協議し決定

### (沖縄県「未来創造委員会」の設置について)

沖縄県の意見を取りまとめ、九州ブロックへ発信するため、LPガス部会の専門委員会として、新たに「未来創造委員会」を設置したいと考えております。

全L協における「未来創造委員会」の設置の目的は、正式には示されておりませんが、「2050年カーボンニュートラル」、並びに「商慣行の是正」等に向けた取組みが柱になると考えており、LPガス部会が取り組む、「保安対策」・「取引適正」「災害対策」・「需要開発」・「人材育成」と全てに通じると考え、沖縄県の委員構成を「正副部会長 並びに 需要開発委員長」としたいと考えております。

つきましては、委員会の設置並びに委員構成について、部会委員会にお諮りいたします。

### (未来創造委員会)の運営について)

- ・沖縄県における委員会 2～3回

※基本的には、6月・12月・3月開催の正副部会長会議に併せて実施  
(今年度第1回委員会は8月8日（木）開催)

- ・九州ブロック委員会 2～3回
- ・全L協委員会 2～3回

卸元各社 様

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会  
部会長 福原 徹 (公印省略)令和6年度 経済会議委員の推薦  
並びに第1回経済会議の開催について(ご案内)

みだしの件について、LPガス部会では2年に一度の委員改選期に併せて、各卸元様から経済会議委員の推薦を頂いております。

つきましては、各系列委員1名を推薦頂くと共に、第1回経済会議にご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

## 【委員の推薦 (任期 令和6年総会～令和8年総会)】

所属事業者名	
推薦委員	お名前
連絡先	TEL FAX
メールアドレス	

## 【第1回 経済会議】

日時 令和6年7月10日(水) 13:30～17:00  
会場 沖縄産業支援センター 1階(101大ホール)

お問合せ 協会事務局 TEL 098-858-9562 (有銘・又吉)

## 経済会議出欠確認票

出席

欠席

事業所名 \_\_\_\_\_

お名前(代理可) \_\_\_\_\_

※出欠を○で囲み、お名前をご記入の上、協会あて6/28(金)までに本票をメールまたは、FAXにて協会宛て返信下さいますようお願い申し上げます。

E-mail [arime@okinawakhk.or.jp](mailto:arime@okinawakhk.or.jp) FAX 098-858-9564



正会員各位

(一社)全国LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について  
の一部改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和6年3月22日付け全L協保安・業務G5第255号において、経済産業省より意見公募されたこととお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和6年5月24日付けにおいて規定の公布・施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

**改正概要**

緊急時を行う保安機関については、現地の道路事情等を勘案されるものの、原則として30分以内に到着することとなっておりますが、離島・山間部等において、地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないと定められました。

- ① 販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入する。
- ② 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmとする。
- ③ 一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上とする。

**改正概要等掲載URL**

【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/05/20240524\\_hoangyoumukiteiunyokaisyaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/05/20240524_hoangyoumukiteiunyokaisyaku.html)



【意見募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595124030&Mode=1>



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

## 令和 6 年度 LP ガス部会青年委員会活動計画

### 1. 青年委員会議の開催

第 1 回 日 時 令和 6 年 5 月 2 4 日 (金) 1 5 時～1 7 時  
 会 場 沖縄産業支援センター 3 階 3 0 5 中会議室  
 議 題 ①委員長、副委員長の選任  
 ②令和 6 年度の活動計画  
 ③その他

第 2 回 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 1 5 時～1 7 時  
 会 場 沖縄産業支援センター <施設見学終了後>  
 議 題 ①令和 6 年度の活動報告  
 ②令和 7 年度事業計画の検討  
 ③その他

### 2. 勉強会の開催

#### ①需要開発、保安対策セミナーの開催

日 時 令和 6 年 7 月 2 2 日 (月) 1 3 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分  
 会 場 沖縄産業支援センター

テーマ	内容	講師
・ 停電ライブデモ機の紹介 (エネファーム typeS のご紹介)	・ アイシンエネファームのしくみ及び特徴 ・ 停電ライブデモ動画の共有 ・ アイシンから最新情報の共有	(株)アイシン
・ ハイブリッド給湯器エコワンのご提案～脱炭素社会へ向けて	・ 脱炭素社会にハイブリッド給湯器エコワンが必要な理由 ・ 太陽光・蓄電池との相性とレジリエンス性能 ・ 『給湯省エネ事業 2024』 15 万円補助金申請サポート体制について	リンナイ(株)
・ DX 化の具体的な取り組み	・ LINE、SMS を活用した新たなコミュニケーションツール ・ バーチャルシュールームによる新たなビジネス形態 ・ スマホ決済による回収アップ	パーパス(株)

#### ②県内施設見学会の開催

日 時 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 午後 (改めて調整させていただきます)  
 会 場 株式会社 協和ガス様 新社屋ビル <省エネ ZEBビル> 浦添市

### 3. 県外 (九州地区) 視察研修会の開催 (詳細資料 9)

### 4. 献血運動の実施 (社会貢献活動)

日 時 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金) 予定 目標人数 7 0 名  
 会 場 イオンモール沖縄ライカム または イオン北谷店前駐車場

L Pガス部会会員各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会L Pガス部会  
部会長 福原 徹  
青年委員長 外間 朝健L Pガス部会 九州地区 視察研修会の実施について (ご案内)

L Pガス部会並びに青年委員会では、九州地区視察研修会を企画致しました。下記内容をご確認いただき、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

1. 目的 ・「L Pガスが今後もお客様に選ばれ続けるエネルギー」となるため、若手リーダーを育成し、次世代へ繋げて行くため「L Pガス需要開発」の取組みとして県外視察研修会を行う。
2. テーマ ・L Pガスを通して「リフォーム」・「環境」…等、お客様への生活提案力を高め、これまで以上に社会に貢献する企業となることをテーマに、九州のガス事業者を訪問し、その考え方・取組み方法・実績等を学ぶ。
3. 参加者 ・L Pガス部会青年委員会委員  
・L Pガス販売事業者若手リーダー
4. 募集定員 ・20名程度
5. スケジュール ・11月20日(水)～22日(金) (2泊3日) (別紙)
6. 参加費用 ・概算10万円/人(航空賃・宿泊費・バス移動・食事代・旅行傷害保険含む)  
※参加人数により金額の変動が有ります。参加人数が決まり次第、金額を確定し改めて参加者へご請求致します。
7. お問い合わせ ・協会 有銘 TEL098-858-9562
8. お申込み ・令和6年7月26日(金)迄にメール又は、FAXにてお申込み下さい。

E-mail : [arime@okinawakhk.or.jp](mailto:arime@okinawakhk.or.jp) FAX : [098-858-9564](tel:098-858-9564)

L Pガス部会 九州地区 視察研修会 参加申込み (11/20～11/22)				
参加者	フリガナ	年齢	役職	禁煙・喫煙
	お名前			1 禁煙部屋 2 喫煙部屋
事業所名				
連絡先	(TEL)	(FAX)		
	携帯(緊急連絡)			

※個人情報の取扱いについて 今回の研修のみに使用し研修後は速やかに破棄いたします。

(別紙)

# LPガス部会 九州地区 視察研修会 スケジュール

11/20 (水) 初日

<p><b>09:00</b> 10:30 12:50</p>	<p><b>那覇空港集合</b> JTA052 那覇空港発—福岡空港行き (12:10福岡空港到着) バスで移動 途中昼食</p>
<p><b>15:00</b> (120) <b>17:00</b></p>	<p><b>久留米ガス株式会社 (福岡県久留米市東櫛原町1089(本社))</b> (創エネ+省エネ+環境貢献) (リフォーム) (省エネ住宅のご提案) (久留米ガス社屋)</p>    
<p>福岡宿泊</p>	

11/21 (木) 2日目 (午前8時30分 バスで移動)

<p><b>09:00</b> (120) 11:00</p>	<p><b>株式会社トスプロ (佐賀県鳥栖市儀徳町2927-1)</b> (ガス機器販売) (暮らしサポート) (ミネラル天然水) (子育て・シルバー支援)</p>    
<p>昼食 <b>13:00</b> (90) 14:30</p>	<p><b>株式会社和泉プロパン (福岡県久留米市野中町1055-4)</b> (新エネルギー事業) (建築・住宅・リフォーム) (住宅省エネ) (ウォーターサーバー)</p>    
<p>佐賀宿泊</p>	

11/22 (金) 3日目 (午前8時30分 バスで移動)

<p><b>09:30</b> (120) 11:00</p>	<p><b>有限会社辛島商店 (長崎県佐世保市白岳町1509-25)</b> (住宅設備機器販売・施工) (ガスとリフォームのつながり) (ガス料金の明確化)</p>   
<p>佐賀移動 昼食 <b>13:30</b> (90) 15:00</p>	<p><b>三愛オブリガス三神株式会社 (佐賀県神埼市神埼町本堀3003-6)</b> (建設事業) (リフォーム) (水回り修理) (家電)</p>    
<p><b>16:00</b> (90) 17:30</p>	<p><b>パロマ九州研修センター (福岡県福岡市博多区山王1丁目2-32)</b> (研修センターご案内) (GSS資格取得) (パロマ学校)</p>    
<p>空港移動 20:50 22:30</p>	<p>JTA2065 福岡空港発—那覇行き (22:30那覇空港到着) (おつかれさまでした ご安全に!)</p>

※上記日程は天候や交通状況、運送機関のスケジュール変更などにより変わる場合がございます。

## 会議等予定表(令和6年6月～令和7年3月)

	沖縄県協会(全体行事)	LPガス部会	九州ブロック	全国LPガス協会
6月		6/28(金) 12:00正副部会長会議 14:30部会委員会 終了後 政治連盟 沖縄産業支援センター(305)	6/6(木) 九ブ総会(正副部会長・専務理事) 鹿児島県	
			6/7(金) 九ブ総会交流会(正副部会長) 鹿児島県	6/20(木) 全L協総会(部会長・専務理事) 青森県
7月		7/10(水) 13:30経済会議 沖縄産業支援センター(101)	7/17(水) 九州コラボ役員会(部会長) 福岡県	
8月	8/28(水) 13:30正副部会長会議 15:00保安推進月間実行委員会 終了後 理事会 沖縄産業支援センター(101)	8/8(木) 14:00未来創造委員会 (正副部会長・需要開発委員長) 沖縄産業支援センター(307)		
		9/18(水) 14:00お客様相談所委員会 沖縄産業支援センター(308)	9月予定 未来創造委員会(部会長・専務理事) 福岡県	
10月	10/22(火)午後 高圧ガス防災訓練 南城市役所駐車場			10月予定 未来創造委員会 WEBまたは全L協にて対面
	10/29(火) PM 高圧ガス保安大会(時間未定) ※三者調整による			
			11/14(木)～11/15(金) 九ブ会員交流会(熊本県) 前夜祭・九ブ交流会	
			11/19(火)13:30～15:30 九州・沖縄LPガス地方懇談会 WEB(部会長・専務理事)	
12月		12/20(金) 12:00正副部会長会議 14:00部会委員会 沖縄産業支援センター(101)		
1月			1/10(金) 九ブ賀詞交歓会(正副部会長) 福岡県(ホテル日航福岡)	
2月		2/6(木) 13:30経済会議 沖縄産業支援センター(101)		2月予定 未来創造委員会 WEBまたは全L協にて対面
3月	3/27(木) 13:30正副部会長会議 15:00理事会 沖縄産業支援センター(302)	3/14(金) 12:00正副部会長会議 14:00部会委員会 終了後 政治連盟 沖縄産業支援センター(102)	3/10(月) 九ブ会長会議 福岡県(部会長・専務理事)	3月予定 WEB理事会 部会長
				5月予定WEB理事会
				6/19(木)総会(岡山県)